

		受付番号	3
一 般 質 問 通 告 書			
宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。 令和8年8月25日 宇美町議会議長 殿 宇美町議会議員 古賀 ひろ子			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		質問の相手
高齢者の生活に寄り添い、必要な介護サービスを届けるために	介護を必要とする方が適切な介護保険サービスを受けるためには、要介護認定の入口となる訪問調査が正確に行われていることが重要である。 また介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者が可能な限り自立した生活を送れるよう、日頃からの見守りや日常生活における支援の内容も拡充させていくことが必要だと考える。 本町の現状と見解を問う。 1. 高齢者人口の推移と今後の見込みは 2. 要介護認定申請件数、認定件数及び認定率は。この件数に対する町の分析は 3. 要介護認定の審査の過程で行われる訪問調査に同席する家族等がいない場合の支援は 4. 認定結果後、介護サービスの利用につなげるための町の取組は 5. 要介護認定で非該当又は支援が必要な高齢者に対する施策は 6. 介護保険広域連合に対して、町の現状分析や課題解決に向けた働きかけと町の高齢者支援に対する町長の考えは		町 長